

『國學院大學大學院紀要—文学研究科—』投稿規程

第1条 本大學院文学研究科は大学院の使命に基づき、機関誌として『國學院大學大學院紀要—文学研究科—』（以下「紀要」）を年一回発行する。

（投稿の資格）

第2条 紀要に投稿することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 文学研究科に在籍する教員及び特別研究員。
- (2) 博士課程在籍者のうち特に指導教員から推薦のあった学生。
- (3) 特別研究生のうち特に指導教員から推薦のあった者。
- (4) 博士課程前期修了者のうち特に指導教員および研究科委員会から推薦のあった者。

（原稿の種類）

第3条 紀要に掲載する原稿の種類はつぎのいずれかとする。

- (1) 教員・特別研究員の学術論文。
 - (2) 学生・特別研究生等の研究論文。
 - (3) 「学位規則」（昭和28年文部省令第9号）第8条、「学位規則の一部を改正する省令」（平成25年文部科学省令第5号）第9条2項による、公表を目的とした博士学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨。
 - (4) 課程博士及び修士の学位を得た者の氏名ならびに論題。
 - (5) 教員の個人活動報告。
 - (6) その他。
- 2 紀要に発表する論文等は、発表又は他の雑誌等に投稿されていないものでなければならない。
- 3 使用言語は、日本語又は紀要編集委員会が指定する外国語とする。投稿者は、外国語による原稿を提出する場合には、自己の責任において、当該言語を母国語とする者の外国語チェックを受けなければならない。

（原稿の書式）

第4条 投稿者は、紀要編集委員会が定めた執筆要領に従って原稿を作成するものとする。

- 2 投稿者が第2条(2)～(4)に掲げる者である場合は、指導教員等の承認印を得なければならない。

（投稿手続き）

第5条 投稿者は、原稿提出締切日までに紀要編集委員会宛てに、出力原稿1部及び当該原稿のテキストファイル形式で保存した記憶媒体を提出しなければならない。

- 2 その他の投稿手続きについては、紀要編集委員会が別に定める投稿要領に従うものとする。

（原稿の審査、掲載等）

第6条 投稿された原稿は、紀要編集委員会が査読し、掲載の可否を決定する。査読の詳細については別に定める。

- 2 掲載可とされた原稿の掲載順序及び印刷の様式等は、紀要編集委員会が決定するものとする。

（著作権の許諾）

第7条 紀要に投稿された論文等の著作権は、その著作者に帰属する。

- 2 投稿された原稿に、投稿者以外の者が著作権を保有する著作物を使用する場合は、引用に該当する場合を除き、投稿者が、当該著作物を使用することについて、当該著作物の著作者の承諾を得なければならない。
- 3 投稿された原稿が、投稿者以外の者が創作した著作物を原著物とする翻訳、翻案等の二次的著作物に該当するときは、投稿者が、原著物についての使用行為について原著作者の承諾

を得なければならない。

(國學院大學學術情報リポジトリへの登録)

第8条 紀要に掲載された論文については、國學院大學學術情報リポジトリ運用規定に基づき登録される。

(転載)

第9条 紀要に掲載された論文等の一部または全部を他の出版物、印刷物に転載するときは、事前に紀要編集委員会へ通知しなければならない。

(雑則)

第10条 第5条第1項において提出された投稿論文の原稿は、投稿者に返却しない。

2 紀要に掲載された論文等については、別刷り50部を贈呈する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、紀要編集委員会の議を経て、委員長がこれを行う。

附則

この規程は、平成26年6月26日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月4日から施行する。